

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：2回目接種と3回目接種の接種間隔短縮について

1 現在、本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業では、満12歳以上を対象にファイザーの3回目接種を実施しています。

2 上記に関し、今般日本国内において、3回目接種の接種時期について、2回目接種から「少なくとも6ヵ月経過した後」から「少なくとも5ヵ月経過した後」に変更されました。

これに伴い、5月25日（日本時間）より、本事業における3回目接種についても2回目接種からの間隔を「5ヵ月以上」に変更されました。また、本25日午前10時以降（日本時間）、これに基づいて予約を受け付けることとなりました。

3 本事業により接種を希望する場合には、本邦入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立ててください。